



写真は7月10日参議院厚生労働委員会で、受動喫煙防止法を審議している様子です。参考人を招き質疑を行いました。

参議院議員 石田まさひろ 活動報告

発行 18/07/18 No.039

〒100-8962

東京都千代田区永田町 2-1-1

参議院議員会館 1101 号室

☎：03-6550-1101

☎：03-6551-1101

✉：info@masahiro-ishida.jp

働き方改革関連法案

今国会の最重要法案「働き方改革関連法案」が6月29日参議院本会議で成立しました。当初から与野党が大きく対立し、筆頭理事として野党と折衝を行う中で緊迫した局面を幾度も経験しました。しかし、前日の厚生労働委員会では、強硬ではなく、委員が着席して採決できました。

看護の現場でもいよいよ働き方改革を本格的に進めなければなりません。

受動喫煙の防止推進

望まない受動喫煙の防止を推進する、健康増進法の一部を改正する法律案が本日開催された参議院本会議で成立しました。

受動喫煙のない東京オリ・パラ2020 実現に向け、受動喫煙防止議員連盟の事務局次長として長く取り組んできました。しかし、受動喫煙防止を推進する意見に対し、葉タバコ農家や中小規模の飲食店経営者の意見等、様々な反対意見が衝突して党内の意見をまとめあげるのも一苦勞でした。



受動喫煙を完全に防止するための法整備は、この法改正ではまだ不十分です。今回は、現状を前進させ、改善させることを重要視しました。

❖ 改正法の主な内容

(2020年4月1日全面施行)

- 原則禁煙の施設
学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、タクシーなどの旅客運送事業自動車、航空機
- 喫煙専用室以外では原則禁煙の施設
船舶・鉄道、飲食店
※経過措置：個人・中小企業が展開する飲食店は、資本金5000万円以下で客席面積100m²以下の小規模店に限り標識提示で喫煙可
- 喫煙可の施設
旅館・ホテル等
- 喫煙専用室への20歳未満の者の立ち入り禁止
- 禁煙の場所への灰皿などの設置の禁止

最近の主な活動

- 6月5日：厚生労働委員会理事会・委員会
- 6月7日：党・厚生労働部会
- 6月8日：人口急減地域対策議員連盟
- 6月11日：日本看護連盟 中央役員会
- 6月12日：参議院自民党執行部会
- 6月13日：厚生労働委員会川越地方公聴会
- 6月25日：日本看護連盟
現場の声活用促進委員会
- 6月27日：厚生労働委員会 理事懇談会
- 6月28日：本会議（厚労大臣問責決議案への反対討論のため登壇）
厚生労働委員会理事会・委員会
- 7月9日：わかしの会
- 7月10日：厚生労働委員会（参考人質疑）
- 7月11日：東日本大震災復興特別委員会
- 7月12日：性的指向・性自認に関する
特命委員会 拡大役員会
- 7月13日：国際保健医療戦略特命委員会
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
- 7月17日：平成30年7月豪雨非常災害対策本部



<http://www.masahiro-ishida.com/>

発行：石田まさひろ政策研究会

自由民主党東京都参議院比例区第四十六支部

参議院議員

石田まさひろ